

岩手県告示第618号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 処分をした年月日 平成23年9月16日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 大宮鉄工所
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町境田町13番3号
 - ウ 代表者の氏名 大宮博司
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第8441号
 - （3） 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成23年9月15日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日 平成23年9月14日
 - （2） 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社山久
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田三丁目14番30号
 - ウ 代表者の氏名 野坂光廣
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第20148号
 - （3） 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - （4） 処分の原因となった事実 平成23年9月14日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。